

品目横断的経営安定対策に関する意見書

これまで国が進めてきた農業政策の結果が、必ずしも農業者の経営意欲や食料自給率の向上につながっていない現状から、食の安全や環境保全問題なども含め、これらのことに配慮した政策への転換が必要であると考え、政府が昨年 10 月に打ち出した「品目横断的経営安定対策等大綱」では、全国的にその受け皿づくりとして認定農業者と集落営農づくりが推し進められることとなり、地域の実情を考慮しない取り組みが見られることなどに関係者の間で不安が生じている。

本市においても、岐阜県が提唱している安全・安心・健康な農作物をめざす「ぎふクリーン農業」に取り組み、地産地消と食料自給率の向上に努めている。しかし、経営規模の小さな農家が多く、農地転用や耕作地の放置が顕著に見られ、担い手が不足している現状など、農業意欲の喚起や食料自給率の向上には程よい状況である。

意欲の高い担い手を増やすことが緊急の課題となっているとき、多数の農家を対象から外し、認定農業者のみを中心として地域農業を支えていくことは困難であると思われる。

このため、若年者、女性および農作業受託組織において重要な役割を果たしている多様な担い手も明確に施策の中に位置付け、十分に育成していく取り組みが必要と考える。

よって、国におかれては、農業者が安心して営農に取り組めるよう、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 品目横断的経営安定対策を適正に進めるとともに、規模の大小だけを基準にするのではなく、地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための施策も推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 3 月 23 日

岐阜県可児市議会

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様
厚生労働大臣 川崎 二郎 様
農林水産大臣 中川 昭一 様